

島根県地域福祉支援計画の概要

【地域福祉の推進】

地域福祉とは、行政、地域住民等の様々な主体が、地域に存在する「公」「私」のあらゆる社会資源を活用し、地域ごとに、住民にとってより良い福祉の実現に向けて協働して行う取組
社会環境が変化するなか、「全ての地域住民が住み慣れた地域で安心して自立した生活がおくられるよう総合的に支援する」という新たな福祉の理念を実現するためには、地域福祉の推進が必要

【計画の性格と役割】

社会福祉法第108条に基づく計画として作成し、市町村の「地域福祉計画」推進を支援
・県の役割は、広域的な自治体として、各市町村では対応困難な事項や基本的な考え方を示すこと
具体には「市町村支援の基本方針」「福祉を担う人の基盤整備」「サービス提供の基盤整備」の3点
島根県総合計画のうち、主として「政策の柱 それぞれの地域で安全安心な生活ができる島根の国造り」を受け、地域福祉の側面からこの達成を支援
「しまねはつらつプラン」「県老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画」「次世代育成支援行動計画」等の個別福祉計画と連携し、地域福祉の視点から各計画の達成を支援し、地域福祉の総合的推進を図る

【計画の期間と進行管理】

平成17年度～平成21年度の5カ年計画とし、概ね平成19年度を目途に見直し
各市町村の地域福祉計画の進捗状況を把握し、島根県社会福祉審議会の意見を聴きながら進行管理

【計画策定の背景】

少子高齢化・核家族化の進行、地域社会の弱体化のなか、地域社会の維持、再生への取組が必要
利用者主体の福祉制度への移行と相俟って、多様な主体によるきめ細やかな福祉サービス提供が必要
地方分権の推進と住民の社会参加意識の高まりを背景に、行政と地域住民の協働が今後の重要な課題

【計画の視点】

個人の尊厳と人権の尊重を基本理念とし、全ての住民が相互に連帯し、「ともに生きる社会」をつくる
住民が福祉に主体的に参加し、「公」と「民」が協働して地域福祉を推進する
地域の諸資源を活かし、その地域ならではの地域福祉を展開する
地域住民の視点に立ち、福祉サービス提供体制等を再検討する

【計画の基本目標】

誰もが住み慣れた地域で、互いに支え合いながら、安心して、生きがいを持ち自分らしく暮らしていける
地域社会の実現

支援

実態に応じ
計画見直し

市町村における地域福祉計画の策定・推進

基盤整備

地域福祉の推進 誰もが住み慣れた地域のなかで幸せに暮らせる社会の実現

【地域福祉推進のための施策】

基本施策1 安心して各種のサービスを受けることができる環境づくり

1-1 自ら主体的にサービスを選択できる条件の整備

身近な相談窓口の充実 専門相談機関の充実及び連携促進
様々な媒体を活用した情報提供の推進 事業者による情報の提供

1-2 サービス総合化の推進

福祉・保健・医療の連携及び総合的な地域ケア体制の整備
多様なサービスの担い手の参入と協働の促進

1-3 サービス利用者の権利・利益の保護

地域福祉権利擁護事業の推進 成年後見制度の活用 苦情解決体制の整備

1-4 サービスの質の向上への取組

サービス自己評価の実施 第三者評価の導入 経営指導・指導監査の充実

基本施策2 福祉を担う人づくり

2-1 福祉の心の醸成

児童・生徒に対する福祉教育の推進 地域における福祉教育・啓発の推進

2-2 福祉を担う専門的人材の育成・確保

福祉人材の養成と就業促進 研修機会の提供による資質の向上

2-3 ボランティア、NPOの育成と活動支援

ボランティア活動の促進 NPOに対する活動支援

基本施策3 福祉のまちづくり～ともに支え合って皆がいきいきと暮らせるまちづくり

3-1 地域住民の参加による地域福祉の推進

地域住民主体の福祉活動の推進 ともに生き、ともに支え合う地域づくりの推進

3-2 関連分野との連携

・バリアフリーの推進 ・健康長寿しまねの推進 ・地域で子育て支援 ・地域住民の生活の包括的な支援

3-3 地域福祉を推進する体制の充実

民生委員・児童委員活動の充実強化 県社会福祉協議会への支援
市町村社会福祉協議会への支援